

テールゲートリフター操作業務特別教育

※労働安全衛生法に基づく特別教育として実施します！

各事業所で働いている方々を対象に、労働安全衛生法に基づく特別教育として実施します。全日程修了者には、特別教育終了証を交付します。

日 時 令和7年11月14日（金）午前9:00～午後4:00

会 場 陸前高田高等職業訓練校（高田町字馬場前304番地9）

定 員 10名

講義内容◇学科 4時間

テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識、関係法令

◇実技 2時間

テールゲートリフターの操作方法等

講 師 労働安全コンサルタント 佐々木富夫 氏

受講料 会員 一人11,000円 会員外 一人14,000円

※テキスト代を含みます。

※受講料は、原則事業主の負担となります。

申込方法 申込書に所要事項を記入のうえ当協会までお申し込みください。受講料は指定日までに振込又は現金での納付をお願いします。

※ 受講料の納付については、参加者確定後改めてお知らせします。

申込締切：令和7年10月30日（木）午後5時まで

その他

- ・筆記用具、ヘルメット、保護手袋持参のうえ、作業に適した服装でご参加願います。
- ・申込締切後のキャンセルの場合は受講料をお支払いいただくこととなります。
- ・諸般の事情により日程の変更や中止とする場合があります。

問合せ先：陸前高田職業訓練協会 ☎0192-55-3995（Fax 兼用）

貨物自動車の荷役装置として普及しているテールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生していることから、労働安全衛生法関係法令の改正により、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育を修了したものでなければ、その業務に就くことはできないこととされました。（令和6年2月1日施行）